

## 4月20日（水）記者会見における知事発言要旨

[「あいちガンバロー資金」（震災対応緊急つなぎ資金）の創設について]

東日本大震災の本県中小企業への影響は、今後、長期化することも懸念されます。

先般、県が実施した緊急ヒアリングでは、「親企業である自動車メーカーが操業を再開しても、5割程度の稼動見込み」、「部品の供給が不足し、代替生産先を探している」といった現場の実態とともに、金融支援を期待する声が寄せられました。この先も生産活動の低迷が続けば、中小企業の運転資金の資金繰りが逼迫することも憂慮されます。

このため、県としては、当面の中小企業の資金繰り支援に万全を期すため、国の対応を待つことなく、震災対策緊急のつなぎ資金として、「あいちガンバロー資金」を創設することとしました。

緊急のつなぎ資金を提供する本資金については、ゴールデンウィーク前のタイミングで早急に創設する必要があるため、信用保証協会に対する保証料の補助と損失補償に要する債務負担行為48.8億円に関し、本日（20日）専決処分を行いました。

本資金のポイントですが、まず、中小企業が負担する信用保証料を県が全額補助します。また、愛知県信用保証協会の積極的な保証を促すため、貸倒損失が生じた後の保証協会の最終的な負担について、県がその全額を補償します。

これら一連の措置は、震災の影響という非常事態に対応する臨時特例的なものであり、本県初の取組であります。

今後、金融機関及び保証協会などの体制を速やかに整え、4月26日（火）から、県内40の金融機関の窓口で受付を開始します。併せて、県機関、商工会・商工会議所など、県内約100か所に設置する相談窓口を通じて、積極的なPRに努めてまいります。

県としては、今後とも、中小企業の業況や資金繰りに細心の注意を払いながら、状況の変化にスピード感を持って対応し、中小企業の金融支援に全力で取り組んでまいります。

#### [公共事業の施行促進について]

県としてできる景気対策を積極的に展開し、地域経済の活性化を図るため、公共事業の契約を可能な限り前倒して行うことを決定し、関係部局に指示しました。

具体的には、平成23年度当初予算における国庫補助事業、単独事業の上半期の契約率について、85%を目標として設定しました。

資料の下の表にありますとおり、対象事業費1,615億円に対し、上半期の契約目標額を1,372億円とするものであります。

この目標を達成した場合の契約額は、平成22年度上半期契約額の実績1,158億円を200億円以上上回るものであります。

なお、これまでは国が前倒し方針を定めた年度において、本県も同様の対応をとってまいりましたが、国が方針を示さない中での施行促進は、本県としては今回が初めてのことであります。

また、県内市町村へ県のこうした方針をお伝えし、積極的な取り組みについてご協力をお願いする予定です。

今後は、この目標を達成できるよう、最大限努力してまいりたいと考えております。

平成23年4月20日(水)  
愛知県産業労働部中小企業金融課  
融資グループ  
担当 宮崎、横江  
内線 3333、3334  
ダイヤル 052-954-6333  
(予算関係)  
総務部財政課調査・予算第二グループ  
担当 江口、伊藤  
内線 5965、5961  
ダイヤル 052-954-6040

## 「あいちガンバロー資金」(震災対策緊急つなぎ資金)の創設

東日本大震災の本県中小企業への影響は、今後、長期化することも懸念されます。

こうした中、本県は、3月17日及び4月1日に県融資制度を拡充する等の対応を行ってまいりましたが、当面の中小企業の資金繰り支援に万全を期すため、今般、緊急つなぎ資金制度を創設することとしました。

併せて、本日、金融機関関係者を県庁に招き、本制度を積極的に利用していただくよう、知事から直接協力要請を行うことにしましたので、お知らせします。

### 1 制度の概要

#### (1) 資金名

「あいちガンバロー資金」(震災対策緊急つなぎ資金)

#### (2) 資金の内容

融資対象要件：東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、売上高等)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること

資金使途・融資限度額：運転資金 5,000万円

融資期間・利率：3年・年1.5%

信用保証料：県が契約時の額を全額補助します。

据置期間：原則として、1年

担保・保証人：原則として、無担保、法人代表者以外の連帯保証人は不要

無担保信用保証枠：保証協会が認めれば、無担保保証枠の利用が8,000万円以上の場合でも、本制度の融資限度額5,000万円を全てについて、無担保でご利用いただくことが可能です。

その他：本資金に係る信用保証を促進するため、信用保証協会に対する損失を全額補償します。

#### (3) 融資枠

1,000億円

2 実施期間

平成23年4月26日(火)から同年9月30日(金)まで

3 取扱金融機関(申込み先)

県内の県融資制度取扱金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、(株)商工組合中央金庫の40金融機関)

4 予算措置(平成23年4月20日専決)

(1)平成23年度愛知県一般会計補正予算(第4号)

債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
経済環境適応資金(あいちガンパロー資金)融資に係る愛知県信用保証協会信用保証料補助	平成24年度から平成25年度まで	2,540,000千円
経済環境適応資金(あいちガンパロー資金)融資に係る愛知県信用保証協会損失補償	平成23年度から平成39年度まで	2,340,000千円

(2)議会の承認

地方自治法第179条第3項の規定に基づき、招集予定の5月臨時議会において報告し、その承認を求めます。

5 知事からの協力要請

(1)日 時 平成23年4月20日(水) 午後4時15分から

(2)場 所 愛知県公館

(3)要請者(予定)

【金融機関関係者】(50音順、敬称略)

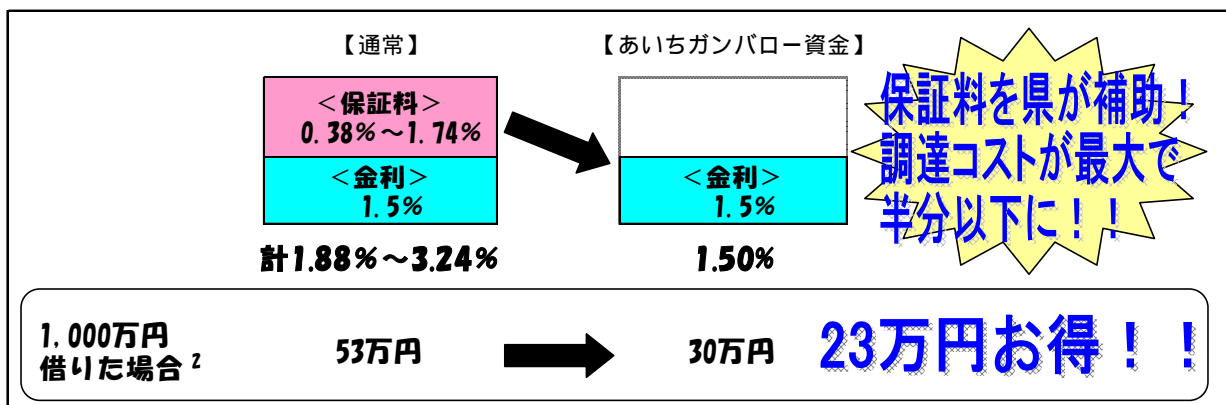
いとう	かずよし	(株)愛知銀行常務取締役
伊藤	和美	
うえやま	ひろまさ	(株)中京銀行常務取締役
上山	博正	
にしかわ	しんいち	(株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員
西川	真一	
にしむら	まこと	愛知県信用保証協会理事長
西村	眞	
のうだ	たかまさ	愛知県信用金庫協会会長(いちい信用金庫会長)
能田	孝昌	
ふじた	みゆき	(株)商工組合中央金庫名古屋支店長
藤田	巳幸	
ふじわら	いちろう	(株)名古屋銀行常務取締役
藤原	一朗	

**「あいちガンバロー資金～震災対策緊急つなぎ資金～」を創設します！！**

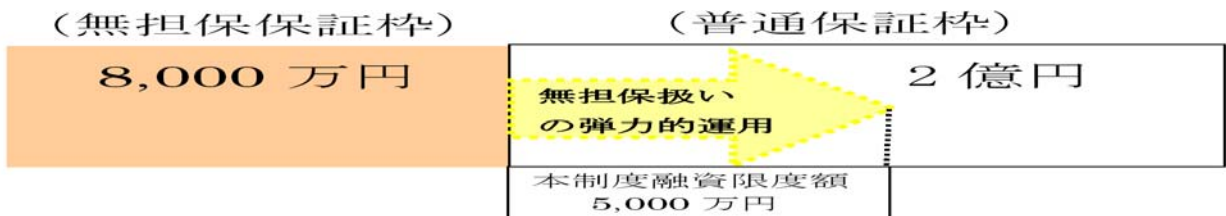
東日本大震災の影響を受ける中小企業の方々<sup>1</sup>に対し、短期の運転資金を確保していただく「つなぎ資金」です。

電力不足、風評被害による影響や、材料調達・出荷に支障が生ずるなど、間接的な影響を受ける中小企業の方々もご利用いただけます。

契約時の信用保証料を、県が中小企業の方々に代わって全額負担します。



保証協会が認めれば、無担保保証枠の利用が8千万円以上の場合でも、本制度の融資限度額5千万円を、全て無担保でご利用いただくことが可能です。



保証協会が前向きに保証承諾を行えるよう、県は、同協会に対する損失補償を拡充します。

< 県の損失補償割合<sup>3</sup> >

現行：1 / 6 ~ 2 / 3

今回：10 / 10 (全額)

1 東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者。  
 2 「弾力料率区分5（保証料1.05%）」の方が、3年間（内据置1年）借りた場合の累計調達コスト。  
 3 県は、保険等で補填されない保証協会の損失を補償。

< 「あいちガンバロー資金」の概要 >

対象要件	東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額（以下、売上高等）が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少している中小企業者。
使途・限度額	運転資金 5,000万円
融資期間・利率	3年 年1.5%
信用保証料	0.38%～1.74% <u>県が契約時の保証料を全額補助し、中小企業者の負担は0</u>
据置期間	原則1年
担保	原則として要しない（愛知県信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く）。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
無担保信用保証枠	中小企業の実態を踏まえ、愛知県信用保証協会が認めれば、無担保保証枠の利用が8,000万円以上の中小企業者でも、更に、本制度の融資限度額5,000万円を全て無担保で保証することも可能。
責任共有制度	対象
申込先	県融資制度取扱金融機関の県内各店舗
問い合わせ先	愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ TEL：052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談室 TEL：0120-454-754（信用保証について）

< 実施期間 >

平成23年4月26日（火）から平成23年9月30日（金）まで

平成23年4月20日(水)  
 愛知県総務部財政課財政グループ  
 担当 松崎、今井  
 内線 2157、2154  
 電話(ダイヤル)052-954-6043

## 平成23年度の公共事業の施行促進について

東日本大震災の影響により景気の下振れリスクが高まっていることから、県としてできる景気対策を積極的に展開し、この地域の経済活動が停滞しないよう下支えをしていくため、公共事業の契約を可能な限り前倒しして行うこととしました。

なお、本県が公共事業の前倒しの方針を示したのは、平成元年度以降6回ありますが、国から方針が示されない中での対応は、本県としては今回が初めてです。

### 本県の方針

平成23年度当初予算における国庫補助事業、単独事業の上半期契約率(目標)を85%とする。

この目標を達成した場合の上半期契約額1,372億円は、平成22年度上半期契約額の実績1,158億円を200億円以上上回るもの。

(会計別の内訳)

(単位:億円)

区 分		対 象 事 業	上 半 期 契 約 目 標 率	上 半 期 契 約 目 標 額	22年度 上半期実績額		
一般会計	国庫補助事業	993	85%	1,372	634		
	単独事業	329			309		
	計	1,322			943		
特別会計	国庫補助事業	193					179
	単独事業	4					2
	計	197					181
企業会計	国庫補助事業	21					15
	単独事業	75					19
	計	96					34
県計	国庫補助事業	1,207			828		
	単独事業	408			330		
	計	1,615			1,158		

対象事業費は、県の国庫補助事業、単独事業のうち、維持管理費や事業に係る契約主体が県以外のもの(直轄負担金、市町村への補助金等)などを除くものに係る事業費をいう。